

裁量労働制実態調査に関する専門家検討会 開催要綱

1 趣旨

裁量労働制は、時間配分や仕事の進め方を労働者の裁量に委ね、自律的で創造的に働くことを可能とする制度であるが、制度の趣旨に適った対象業務の範囲や、労働者の裁量と健康を確保する方策等について、課題がある。

これらの課題については、平成 25 年度労働時間等総合実態調査の公的統計としての有意性・信頼性に関わる問題を真摯に反省し、改めて、現行の専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握し得る調査手法の設計を労使関係者の意見を聴きながら検討し、包括的な再調査を実施した上で、現行の裁量労働制の制度の適正化を図るための制度改革案について、検討を実施する必要がある。

このため、統計学者や労働経済学者、労使関係者を含む専門家からなる検討会を開催し、裁量労働制の実態把握のための新たな調査について、調査設計等の検討を行う。

2 検討事項

裁量労働制の実態を把握するための新たな調査について、以下の事項を中心に検討を行う。

- (1) 調査方法及び集計方法
- (2) 調査事項
- (3) 新たな調査の結果の検証
- (4) その他

3 参集者

- (1) 検討会の参集者は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 座長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省労働基準局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において行う。
- (3) 検討会は、原則として公開する。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、非公開とすることができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会において定める。

(別紙)

裁量労働制実態調査に関する専門家検討会
参集者名簿

〔 ◎：座長
※：オブザーバー 〕

おぐら かずや 小倉 一哉	早稲田大学商学学術院教授
おじま しげる 小島 茂	公益財団法人連合総合生活開発研究所客員研究員
かわぐち だいじ 川口 大司	東京大学大学院経済学研究科教授
くろだ さちこ 黒田 祥子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
さいごう ひろし ◎西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
すずき しげや 鈴木 重也	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
といだ つとむ 樋田 勉	獨協大学経済学部教授
みやうち たつや ※宮内 竜也	総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官

(50音順、敬称略)